

旧神谷家住宅保存修理・活用改修提案及び耐震調査等業務特記仕様書

第1章 総 則

第1条 (適用)

本仕様書は、令和5年度に実施する旧神谷家住宅保存修理・活用改修提案及び耐震調査等業務委託（以下、本業務という。）について規定するものである。

第2条 (目的)

国指定史跡本證寺境内（平成27年3月10日指定）の中にある旧神谷家住宅は、国登録文化財として保存修理と活用改修を実施した後、令和9年に一般供用開始を予定している（仮称）本證寺史跡公園において、文化財建造物として公開すると同時に、「案内・学習・ボランティア施設」としての活用を計画している。

本業務は、安城市と安城市の運営するワークショップ等と連携しながら、その保存修理及び活用改修方針を定めるとともに、これらのための設計に資する耐震診断等の詳細調査を実施するものである。

第3条 (法令及び規定の準用)

本業務では、以下の関係法規及び事項を遵守しなければならない。

- 1 文化財保護法
- 2 文化財保護法施行令
- 3 建築基準法
- 4 測量法
- 5 重要文化財（建造物）耐震診断指針（文化庁）
- 6 安城市公共測量作業規定
- 7 作業規定の準則
- 8 土木設計業務委託共通仕様書
- 9 安城市契約規則
- 10 史跡本證寺境内整備基本計画（令和5年5月 ホームページ上で公開中）
- 11 愛知県建設部発行の測量及び設計業務等共通仕様書
- 12 愛知県建設部発行の土木工事標準仕様書
- 13 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- 14 都市公園技術標準解説書（日本公園緑地協会）
- 15 その他関連計画、法令等

第4条（作業計画及び承認）

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）業務実施計画書
- （2）管理技術者等通知書
- （3）工程表
- （4）業務代理人等通知書
- （5）完了届
- （6）納品書
- （7）業務カルテ
- （8）その他発注者が必要とする書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

第5条（疑義）

本業務の実施にあたり、関係法令及び本特記仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議の上、作業が円滑に進むよう努めるものとする。

第6条（関係書類の貸与）

発注者は、受注者が本業務を遂行するにあたって必要な資料について、可能な範囲において提供するものとする。業務完了後、受注者は、直ちにこれを返却するものとする。

第7条（配置技術者）

本業務を実施するにあたり、次の技術者については、下記の要件を満たす正規社員（正規職員、正規会員等）に担当させること。

（1）管理技術者：一級建築士または二級建築士の資格を有し、過去10年間（当該年度含まず）に文化財建造物（国・県・市の指定または国登録）の保存修理・活用改修設計（伝統構法を活かした修理と目的に応じた改修）を行った実績を有する者。

（2）照査技術者：要件は（1）管理技術者と同じ。

管理技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うものとし、照査技術者は設計全般にわたり、設計方針の妥当性並びに各種計算書及び設計図の適切性及び整合性について照査を実施するものとする。また、技術管理者と照査技術者

を兼ねることはできない。

第8条（土地の立ち入り）

受注者が作業の実施にあたり、第三者の土地に立ち入りするときは、あらかじめ発注者と協議の上、関係者と緊密な連絡を取るなどして、本業務の円滑な遂行を期さなければならない。

第9条（守秘義務）

受注者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。また、本業務で貸与した資料及び調査によって知り得た内容は、作業期間だけでなくそれ以後であっても、守秘義務は引き続き課せられるため、受注者は秘密の漏洩がないように厳重に管理するものとする。

第10条（公益確保の責務）

受注者は、業務を行うに当たって公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

第11条（留意事項）

本業務は、国指定史跡内の国登録文化財建造物候補物件を対象としており、業務にあたっては建造物の文化財的価値の他、地下遺構の万全な保存に努めるものとし、発注者との協議や現地確認、場合によっては許可を得た上で、史跡の保存や風致景観の維持に対して十分な配慮のもとに行うこととする。

第12条（報告）

受注者は作業の進捗状況等を随時報告するとともに、問題点を円滑に解決するために発注者と緊密に連絡をとるものとする。

第13条（完了）

受注者は本業務の完了時に完了届、納品書及び成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。また成果物の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに訂正しなければならない。

第14条（部分提出）

発注者は業務途中において、発注者と受注者の協議確認したうえで部分出来形成果の提出を求めることができ、かつ使用することができるものとする。

第15条（引渡し）

受注者は、成果物の審査に合格後、本仕様書に指定された納入成果物を納品し、発注者の検査合格をもって業務の引渡しとする。

第16条（資料の収集及び調査）

業務上必要な資料等については、関係官公署、企業、支障物件（電柱、架空線、占用物件の確認）等において収集及び調査しなければならない。また、受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議をうけたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。本業務に必要な証明及び申請は、受注者が行うものとする。

第17条（損害賠償）

本業務によって生じた損害賠償及びその他問題は、安城市測量設計等委託契約約款による。

第 2 章 業務概要

第18条（対象範囲）

安城市野寺町地内の国指定史跡本證寺境内の中にある旧神谷家住宅主屋とする。

所在地・・・愛知県安城市野寺町野寺33番2

建築年・・・大正9年（1920年）造

床面積・・・1階：203.88㎡ 2階：56.05㎡（登記簿）

第19条（業務期間）

契約締結日の翌日から令和6年3月15日（金）まで

第20条（業務の内容）

本業務は、国指定史跡本證寺境内の中にある旧神谷家住宅の耐震診断及び詳細調査を行うとともに、文化財としての価値を維持しつつ、将来の利用方法を考慮しながら耐震補強方法及び可能な限り伝統構法を用いた改修方法を提案し、実施設計に必要な諸条件を整えるものとする。詳細は、以下のとおりとする。

1. 各種調査及び修理改修方法の検討等

（1）与条件の確認及び調査

『史跡本證寺境内整備基本計画』に基づき、資料及び発注者の意見、発注者が主催するワークショップ「未来寺子屋」参加者の意見を踏まえ、業務に必要な与条件の確認を行うとともに、現況調査を十分に行う。

（2）業務実施計画書の作成

本業務が円滑に進むよう、発注者と協議の上で各項目における作業時期や期間、業務内容と成果品、検討課題等を整理した業務計画書を作成する。特にワークショップ「未来寺子屋」（原則毎月1回第3土曜日に開催）及び参加者によるイベント（秋のきょうえんいち：11月5日、冬のきょうえんいち：2月11日他）については頻繁に開催されるわけではないので、聞き取り調査などは計画的に行うこと。

（3）各種調査

ア 耐震調査

対象建物（旧神谷家住宅）の耐震診断を行う。診断方法は限界耐力計算とし、設計・施工において伝統構法を用いることを念頭に行うこと。また、必要に応じて地盤調査を実施すること。

イ 建物詳細調査

対象建物を詳細に調査し、歴史的変遷、傷んだ部材や構造上の問題点、改善すべき箇所を洗い出し、保存修理・活用改修実施設計を行うことのできる情報をそろえる。

ウ 利用方法に関する聞き取り調査

ワークショップ「未来寺子屋」に参加し、参加者から聞き取りの上、活用及び改修方法を検討する。

また、旧所有者及び近隣住民からの聞き取りにより、本建造物の建築当初の形状や後の改造過程等、歴史的変遷を明確にする。

※ 上記以外の調査については、発注者と協議の上で実施の有無を検討する。

（4）修理改修方法の検討・協議

確認した与条件及び各種調査の結果をもとに、発注者、関係部署及び関係機関と調整し、可能な限り伝統構法を用いながら、建造物の文化財的価値を損なわず、発注者及びワークショップ「未来寺子屋」参加者の希望に沿いながら、将来的に最も効果的な保存修理・活用改修方法の検討を行う。なお、屋内の適切な位置に、屋内外から入ることができるトイレを設ける提案を行うこと。

同時に、修理改修方法、施工期間、必要経費の概算を行う。あわせて、建築基準法の適用除外の方法について検討する。

また、発注者が年2回程度開催する史跡本證寺境内整備検討会議（8

月と2月の予定)への説明資料を作成するとともに、検討会議での意見を業務内容に反映させる。

(5) 成果品の作成

改修実施設計(令和6年度)、改修工事及び施工監理(令和7・8年度)を見越し、必要となる以下の成果品を作成する。

ア 各種図面

図示内容(項目)は以下の通り

- ・各種平面図(計画平面等) *実施設計の基礎となるもの
- ・各種横断図(標準断面図等) *実施設計の基礎となるもの

イ 改修方針図

各種図面をもとに、耐震補強部分や劣化による修理箇所、利用する際の間取りなどを示したもので、実施設計の方向性を示したものの。また、建築基準法の適用除外方法の方針を示す。

ウ 構造計算

耐震診断・詳細調査等の結果をもとに、可能な限り伝統構法を用いた構造計算を行う。

エ 実施設計見積及び施工監理見積、概算工事費の算出

上記ア～ウに基づき、発注に必要な実施設計及び施工監理についての見積書、改修工事に関する概算工事費を算出する。

オ 特記仕様書の作成

必要に応じて特記仕様書を作成する。

カ 報告書の作成

設計過程及び本業務の設計内容について、報告書にまとめる。

2. 協議

業務の着手時、中間時(随時)、完了時を基本とし、業務の進捗に合わせ、必要に応じて、適宜、打合せを実施する。

第21条(成果品)

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

1. 現況に関すること

※国土交通省「建築設計業務等電子納品要領(令和3年改定)」を参考として作成すること。また、別添の安城市「建築・設備CAD図面作成要領」に従い作成すること。

※ファイル形式は、C A D : d x f、P D F・W o r d・E x c e l、e p s を
発注者の求めに応じて変換、納品すること。

ア	報告書（現況調査現地実測等、考察を含む）	2部
イ	写真台帳	2部
ウ	現況図面作成（配置図、平面図、矩形図、軸組図、伏図）	2部
エ	現況限界耐力計算書	2部

2. 改修に関すること

※国土交通省「建築設計業務等電子納品要領（令和3年改定）」を参考として作成すること。また、別添の安城市「建築・設備C A D図面作成要領」に従い作成すること。

※ファイル形式は、C A D : d x f、P D F・W o r d・E x c e l、e p s を
発注者の求めに応じて変換、納品すること。

ア	改修方針図	2部
イ	改修後限界耐力計算書	2部
ウ	実施設計見積及び施工監理見積	2部
エ	概算工事費内訳書	2部

3. 史跡本證寺境内整備検討会議資料等

ア	協議用資料（P D F）	2部
---	--------------	----

※検討会議当日は必要部数を準備する。

4. その他、発注者が必要と認める資料

1式

なお、成果品については、照査技術者による照査を受けたものとする。

第3章 その他の事項

第22条（契約代金の支払）

業務完了後、一括払いを原則とする。ただし、受注者は前払金の支払を発注者に請求することができる。

第23条（契約約款）

本業務の契約については、安城市測量設計等委託契約約款に準拠する。

第24条（環境への配慮）

別表の環境配慮項目表に基づき、環境への配慮項目を検討し、発注者と協議のうえ設計に反映させるものとする。

別表

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <p>(1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 <p>(2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用 <p>2 工事における環境改善</p> <p>(1) 使用材料・機会及び工法の見直し</p> <p>(2) 低公害型作業機械の採用</p> <p>(3) 熱帯材型枠の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 <p>(4) 長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材利用の配慮</p> <p>(5) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <p>(1) 生態系の保全等自然環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 <p>(2) 施設の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 <p>(3) 親水施設の整備</p> <p>(4) 自転車利用環境の整備</p> <p>(5) 雨水の地下浸透策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透樹 <p>(6) 人にやさしい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 <p>(7) 景観形成の推進</p>

設計業務における電子納品に関する特記仕様

(電子納品の定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R）に記録し1部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

(その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

旧神谷家住宅の概要

木造切妻平屋建て（一部ツシ2階）

大正9年（1920年）造

1階：203.88㎡ 2階：56.05㎡（登記簿）

*国登録文化財建造物候補物件



